

国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議規則

〔平成27年4月1日〕
規則第28号
改正
令和2年10月16日
規則第15号
令和4年3月14日
規則第16号
令和8年3月30日
規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第12条第2項及び国立大学法人鹿屋体育大学通則第23条の規定に基づき設置する国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織するものとする。

- (1) 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則（平成16年規則第4号）第2条第1項第4号に掲げる者
- (2) 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会において選出された者
- 2 前項第2号の委員の数は、同項第1号の委員の数と同数とする。
- 3 選考会議が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(委員の任期等)

第3条 前条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、経営協議会又は教育研究評議会委員の任期と同一とする。

- 2 委員が学長候補者に応募した場合又は推薦された場合は、委員の職を解くものとする。
- 3 委員が推薦者となった場合は、委員の職を解くものとする。
- 4 委員に欠員が生じたときは、次の各号により委員の補充等を行うものとする。
 - (1) 前条第1項第1号の委員に欠員が生じたとき、欠員となった委員と同数を同条第1項第2号の委員より減じるものとする。
 - (2) 前条第1項第2号の委員に欠員（前号により欠員となった場合を除く。）が生じたとき、欠員となった委員と同数を教育研究評議会において選出し、委員として補充するものとする。

(議長)

第4条 選考会議に、議長を置き、委員の互選によって定めるものとする。

- 2 議長は、会務を総理し、選考会議を代表するものとする。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理するものとする。

(権限)

第5条 選考会議の権限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学長の選考
- (2) 学長の解任に係る文部科学大臣への申出

- 2 選考会議は、前項各号を決定した場合は、速やかに本学学長へ報告するものとする。
- 3 第1項第2号の規定による申出に関し必要な事項は、別に定める。

(業務執行の確認)

第6条 選考会議は、学長の業務執行の状況について恒常的に確認するものとする。

- 2 業務執行の確認に関し、必要な事項は別に定める。

(議決)

第7条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないものとする。

- 2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。ただし、第5条第1項第2号に係る議決は、出席した委員の3分の2以上とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、選考会議において、最終的な学長候補者を決定する際は、出席委員による十分な意見交換の後、必ず無記名投票にて決定するものとする。
- 4 第3項の投票に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(監事の出席)

第8条 監事は、選考会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 選考会議の庶務は、事務局総務課において総括し、及び処理するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、選考会議が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2.10.16規則第15号)

この規則は、令和2年10月16日から施行する。

附 則 (令和4.3.14 規則第16号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8.3.30 規則第16号)

この規則は、令和8年3月30日から施行する。